

各 位

会 社 名	東京エレクトロン株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 東哲郎 (コード：8035、東証第 1 部)

Applied Materials, Inc. の経営統合にかかる東京証券取引所の審査に関するお知らせ

東京エレクトロン株式会社（代表取締役会長 兼 社長、CEO 東哲郎）（以下、「東京エレクトロン」。）が 2013 年 9 月 24 日付で開示いたしました「東京エレクトロン株式会社と Applied Materials, Inc. の経営統合に関する合意については」に記載のとおり、東京エレクトロンは Applied Materials, Inc.（社長 兼 CEO Gary Dickerson）（以下、「アプライドマテリアルズ」。併せて「両社」）との間で、両社の株主総会の承認及び適用ある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として経営統合（以下、「本経営統合」）することに合意した旨を公表しました。

本経営統合は、(i)東京エレクトロンとオランダに設立される統合持株会社（以下、「本統合持株会社」）の日本子会社との間の、東京エレクトロンの普通株式 1 株に対し本統合持株会社の普通株式 3.25 株が交付される三角合併、及び(ii)アプライドマテリアルズと本統合持株会社の間接子会社（米国デラウェア州）との間の、デラウェア州法に準拠したアプライドマテリアルズの普通株式 1 株に対し本統合持株会社の普通株式 1 株が交付される三角合併の効力発生によって実施され、本経営統合の結果、東京エレクトロンは本統合持株会社の直接子会社に、アプライドマテリアルズは本統合持株会社の間接子会社となる予定です。

これを受け、東京証券取引所から、同日付けで、本経営統合が実施された場合、東京エレクトロンは実質的な存続会社でないことと認められることから、統合持株会社が有価証券上場規程第 208 条第 1 号に基づくテクニカル上場を申請する場合でも、同規程第 601 条第 1 項第 9 号 b の規定により、本経営統合の効力発生日から同規程施行規則第 601 条第 8 項第 5 号に定める猶予期間（本経営統合の効力発生日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が本統合持株会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間））に入る旨の発表がございました。猶予期間に入った場合でも、上場が維持され、当社株式の売買等を通常どおり行うことができるほか、企業活動についても特に支障はございません。

なお、本経営統合の効力発生日前において、新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間に入ることなく、本統合持株会社としての普通株式の上場が継続されることとなります。また、猶予期間中に、本統合持株会社が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、本統合持株会社株式の上場が継続されることとなります。

猶予期間内に、本統合持株会社が新規上場審査に準じた基準に適合しない時には、本統合持株会社の普通株式は上場廃止となりますが、東京エレクトロン及びアプライドマテリアルズは、本統合持株会社について猶予期間内に当該基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を行い、当該基準に適合することが可能と考えております。

以 上

将来の見通しに関する記述

本書には、東京エレクトロン及びアプライドマテリアルズ間の本経営統合及びそれに関連する取引その他の事項について、将来の見通しに関する記述（forward-looking statements）が含まれています。これらの記述は、期待された本経営統合の実行の方法及び条件、今後設立される本統合持株会社の執行役・取締役の就任予定者、両社の事業に関する動向や将来の業績、両社のシナジー又は類似する事項について言及しています。将来の見通しに関する記述には、「予想する」、「考える」、「かもしれない」「可能である」、「すべきである」、「する予定である」、「予測する」、「期待する」又はこれらに類似する表現が伴い、これらの記述の基礎となる仮定を含みます。これらの記述は、この「将来の見通しに関する記述」に述べるものと大きく相違する結果となるような、既知又は未知のリスク及び不確定要素の影響を受けるものであります。かかる要素としては、当事者の本経営統合を適時に実行する能力、当事者の関連当局の承認を適時に得る能力や両社の株主総会の承認を得る能力等の本経営統合完了の条件の充足、潜在的な訴訟の可能性（取引に起因するものを含む）、両社の運営、商品ライン、技術、従業員をうまく統合し、本経営統合によるシナジー、成長及び課税資産を実現する当事者の能力、未知、未評価又は未開示の義務や責任、両社と第三者との関係における本経営統合が公表された場合の潜在的インパクト、不確実な世界経済や事業環境、電気製品や半導体の需要、顧客の新技術や能力要件といった多くの要素に左右される本経営統合後の製品の需要レベル、(i) 広範囲な製品の開発、実行及び維持並びに市場の拡大及び新規市場の開拓、(ii) 事業環境への費用構造の適時な適合、及び(iii) 重要な従業員に対する誘引、動機付け及び継続雇用のための両当事者の能力、その他のアプライドマテリアルズより米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission, ‘SEC’）に提出される書類、東京エレクトロンより日本金融庁に提出される書類、本統合持株会社により提出される予定の Form S-4 による登録届出書に記載されるリスクが挙げられます。「将来の見通しに関する記述」は全て、現時点の経営者の判断、予測及び仮定に基づくものであり、適用法令の要請がない限り、アプライドマテリアルズ、東京エレクトロン及び本統合持株会社はいずれもこれらの「将来の見通しに関する記述」を更新する義務を負いません。

募集又は勧誘のいずれにも該当しないこと

本公表は、情報を共有することのみを意図しており、あらゆる法域において、本経営統合に伴うかどうかにかかわらず、いかなる証券の買付けの募集、売付け、引受け若しくは買付けの申込みの勧誘、又は、議決権行使の勧誘を意図するものではありません。同様にまた、いかなる法域においても、適用法令に違反して証券の売却、発行又は移転は行われません。証券の募集が行われる場合には、必ず 1993 年米国証券法の Section 10 や日本及びオランダにおける適用法令に定める基準を満たす目論見書が用いられます。

米国証券取引委員会への重要な追加情報の提出

アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンは、本統合持株会社をして、米国証券取引委員会に対して、Form S-4 による登録届出書を提出する予定です。Form S-4 には、アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロン間の本経営統合に関連して本経営統合に際して発行される本統合持株会社の普通株式に関する登録届出書(Registration Statement)やアプライドマテリアルズの委任勧誘状(Proxy Statement) も含まれる予定です。登録届出書には、本経営統合及びその関連事項に関する情報等の重要な情報が含まれる予定ですので、投資家及び株主の皆様におかれましては、委任勧誘状、登録届出書その他米国証券取引委員会に提出される関連文書が閲覧可能な状態になりましたら、これらの文書の全体を注意してお読みになるようお願いいたします。登録届出書その他のアプライドマテリアルズ、本統合持株会社及び東京エレクトロンが米国証券取引委員会に提出する文書は、(それらが閲覧可能な状態になった時点で) 米国証券取引委員会のホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。また、これらの文書のうちアプライドマテリアルズが提出したものは、アプライドマテリアルズの IR 部門 (Investor Relations Department) に、郵送(住所: 3050 Bowers Avenue, P.O. Box 58039, Santa Clara, CA 95054-3299 宛先: Applied Materials, Inc.) 若しくは電話(電話番号: 408-748-5227)で連絡することによって、又は、アプライドマテリアルズのホームページにおける IR のページ(URL: www.appliedmaterials.com)を閲覧することによって、無料でその写しを取得することができ、東京エレクトロンが提出したものは、東京エレクトロンの PR 部門 (Public Relations Group) に、郵送 (住所: 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号赤坂 Biz Tower (郵便番号: 107-6325))、電話(電話番号: +81-3-5561-7004) 若しくは電子メール (アドレス: telpr@tel.com) で連絡することによって、

又は、東京エレクトロンのホームページにおける IR のページ(URL : www.tel.co.jp)を閲覧することによって、無料でその写しを取得することができます。

委任状勧誘の主体

東京エレクトロン、アプライドマテリアルズ、及び本統合持株会社とそれぞれの取締役及び執行役は、企図されている本経営統合に関して、アプライドマテリアルズの株主からの委任状勧誘の主体とみなされる可能性があります。アプライドマテリアルズの取締役及び執行役は、2013 年 1 月 22 日に米国証券取引委員会に提出された 2013 年の定時株主総会のための委任勧誘状 Schedule 14A、2012 年 12 月 5 日に米国証券取引委員会に提出された 2012 年 10 月 28 日に終了する事業年度に関する Form 10-K によるアプライドマテリアルズのアニュアルレポートに記載されています。これらの書類は米国証券取引委員会のホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。また、アプライドマテリアルズの IR 部門 (Investor Relations Department) に、郵送(住所 : 3050 Bowers Avenue, P.O. Box 58039, Santa Clara, CA 95054-3299 宛先 : Applied Materials, Inc.)で連絡することによって、又は、アプライドマテリアルズのホームページにおける IR のページ(URL : www.appliedmaterials.com)を閲覧することによって、無料でその写しを取得することができます。本経営統合に関連する委任状勧誘の主体にかかる利害関係に関する更なる情報は、アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンが本統合持株会社をして米国証券取引委員会に提出させる登録届出書の中に記載される予定です。